

台風第10号により「被災された労働者」と「そのご遺族」の皆様へ

労災保険制度のご案内

〈平成28年9月12日版〉

労働者の方が“**工作中**”や“**通勤中**”に**台風や豪雨**により**被災された**
場合にはご本人やご遺族の方は『**労災保険**』による**給付**(※)を受けられます

(※) 治療や投薬、休業補償、遺族年金/一時金などです。

今回の台風による暴風雨や洪水でのケガや死亡等に関する労災請求についての「Q&A」を作成しましたので、裏面をご参照ください。

なお、詳しくお知りになりたい方は、北海道労働局ホームページをご確認いただくか、北海道労働局労災補償課又はお近くの労働基準監督署へお問い合わせください。

労災保険の“請求”について

医師や事業主の証明を受けられない場合であっても、労災請求を受付けます。

請求方法などについては北海道労働局労災補償課又はお近くの労働基準監督署へお問い合わせください。

労災保険の“認定”について

- ◎ 労災請求に当たっては、どの会社で働いていたか、また、賃金の額がわかる資料（社員証、賃金明細書など）を提出していただくことがございます。
- ◎ これらを証明する資料がない場合であっても、労働基準監督署において必要な調査・確認を行って、支給の可否及び支給額などを判断・決定します。その際、以下のA～Eの事項について、関係者に事情をお尋ねすることがございますので、ご協力よろしくお願いします。

A 労災保険の対象となる会社か否か、B 被災された方は労働者であるか否か、
C 仕事や通勤が原因で被災されたか否か、D 毎月の給与や賞与の額、
E 家族の状況や生計の維持など

【労災保険Q & A】

Q 工作中に台風での暴風雨や洪水に遭遇してケガ（死亡）をしたのですが、労災保険の給付を受けられますか。

A 工作中に台風での暴風雨や洪水に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。「通常」としていますのは、仕事以外の私的な行為をしていた場合を除くためです。

Q 具体的にどのような保険給付を受けることができるのですか。

A 治療や投薬に係る給付をはじめ、お亡くなりになった場合には遺族年金又は一時金、療養のために仕事に行けない日は賃金の約8割に相当する休業給付、障害が残った場合には障害年金又は一時金などがございます。

なお、「どのような給付があるのか」「いくらくらいなのか」を記載したパンフレットをご用意しておりますので、北海道労働局又はお近くの監督署の職員にお尋ねください。

Q 自宅が土砂崩れや洪水により被災したため、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でのケガをした場合、通勤災害になりますか。

A 土砂崩れや洪水により自宅が倒壊や押し流されたりしたために避難所で生活をされている方は、避難所が「住居」となりますので、「住居」から会社へ向かう際の災害は通勤災害として認められます。

Q 台風の被害により、労災年金の振込金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失してしまいました。口座から労災年金を引き出すことができますでしょうか。

A 労災年金の振込先に指定された金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合であっても、各金融機関において非常時の取扱いがなされ、預金者本人と確認できれば、預金の払戻に応じると聞いていますので、詳細については、金融機関の窓口へご相談ください。

Q 台風の被害で年金証書を消失（紛失）してしまいましたが、再発行はできるのでしょうか。

A 年金証書を消失（紛失）した場合でも年金証書の再発行を受けることができます。最寄りの労働基準監督署で「年金証書再交付申請書」をお渡ししますので、速やかに年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ提出してください。



詳しくは、

〔北海道労働局労災補償課〕又は〔最寄りの労働基準監督署〕までお尋ね下さい。

北海道労働局労災補償課（代）011-709-2311 内線 3590・3591